

長崎の教会群を守る基金設置要綱

(名称)

第1条

この基金の名称は「長崎の教会群を守る基金」とする。

(事務局)

第2条

この基金の事務局は、NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト（以下「チャーチトラスト」という。）内に置く。

(目的)

第3条

この基金は、チャーチトラスト定款第5条（1）の④「長崎の教会群を守る基金の募集・造成事業」の規定に基づき、世界遺産登録が見込まれる「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の維持・保存のための支援を行うことを目的とする。

(基金づくり)

第4条

基金は主に民間からの寄付により造成するものとする。

(基金の管理と取崩し)

第5条

基金は預金、債券など安全かつ確実な方法により保管するものとする。なお、基金の資金活用に当たっては、運用収益のみでなく基金の取り崩しによるものも含まれる。

(資金の使途)

第6条

基金の資金は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の維持・保存のための事業及び活動の支援に使用することとし、具体的な使途については別に定める「長崎の教会群を守る基金資金使途選定委員会」で決定する。

(使途の公表)

第7条

資金の使途については、定期的に公表する。

(その他)

第8条

その他の詳細については理事長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。